

平成24年度 公の施設目標管理型評価書

施設名	老人デイサービスセンター味方		
管理者名	社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会	指定期間	平成24年4月1日 ~ 平成27年3月31日
新潟市主管課	南区 健康福祉課		
所在地	区名 南区	住所	南区味方583番地1
根拠法令	老人福祉法		
設置条例	新潟市老人デイサービスセンター条例		
施設概要	敷地面積 3502.55 m ² , 建築面積 1385.65 m ² , 延床面積 680.38 m ² 建物構造・主な施設内用（構成施設の内容） 鉄筋コンクリート造平屋建		

施設設置目的
老人の健康な心身の保持と安定した生活の維持を図るため、老人福祉法第15条第2項の規定に基づき、老人デイサービスセンターを設置する。
管理運営に関する基本理念・方針等
<p>【基本的理念】</p> <p>(1) 老人デイサービスセンターは、要介護状態になった高齢者に対して、自立的生活の助長・利用者の社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とした通所施設であるという設置理念に基づき、管理運営を行う。</p> <p>(2) 公の施設であることを認識し、市民の平等利用が確保されるように公平な管理運営を行う。</p> <p>(3) 効果的・効率的な管理運営を行い、経費の削減に努める。</p> <p>(4) 利用者や地域住民の意見を管理運営に反映させる。</p> <p>(5) 利用者からの苦情を解決する体制を取り、サービスの向上に努める。</p> <p>(6) 近隣住民や他の組織、事業者と良好な関係を維持する。</p> <p>(7) 省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行う。</p> <p>(8) 個人情報の保護の徹底し、その取扱いを適正に行える体制を整える。</p> <p>(9) 法令等の遵守。</p> <p>【基本的法令等】</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）</p> <p>(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）</p> <p>(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）</p> <p>(4) 新潟市老人デイサービスセンター条例（平成6年新潟市条例第23号）</p> <p>(5) 新潟市老人デイサービスセンター条例施行規則（平成6年新潟市規則第38号）</p> <p>(6) 新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）</p> <p>(7) その他管理運営に適用される法令・規定</p>

平成24年度 公の施設目標管理型評価書（味方）

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価	評価コメント
市 民	低所得者対策の実施の有無	社会福祉法人減免事業の実施の有無	利用者に対する社福減免対象者が1名	A	実施されており適正に運用されている
	苦情・要望に対する対応	・対応マニュアル等の有無 ・1週間以内に対応	マニュアルを整備し苦情対応実施 H24年度苦情件数2件、1週間以内に対応	A	苦情対応を適切に期間内に対応するよう心がけ、実施している
財 務	※公設民営、介護報酬で運営されているため、委託料なし				
業 務	事件・事故発生時の対応の適切さ	・対応マニュアル等の有無。 ・避難訓練等の実施年に2回以上。	災害時対応マニュアルを整備し、利用者の参加を得て避難訓練実施	A	対応マニュアル有、利用者参加の避難訓練実施 現状を維持し、災害時等の備えにも努めたい
	業務仕様書等に定める事項の遵守	その他業務仕様書等に定める事項の遵守	各事項とも実施	A	実施されている
	個人情報保護の徹底	・対応マニュアル等の有無。 ・個人情報保護の遵守。	研修により個人情報保護の徹底を図った	A	個人情報の取扱いマニュアルも整備され適正に運用遵守されている
	管理運営者としての適切さ	行政機関からの指導監査等における指摘事項の有無。	H24指導監査なし	A	行政機関からの指導監査等なし
人 材	適正な人員配置	国で規定する職員数を配置している。	サービス向上のため基準以上の職員を配置	A	規定された職員数を満たしている
	職員の資質向上の取組み	技能・技術を維持向上するための研修の実施	外部研修会に積極的に参加し、内部研修会等で自己研鑽にも努めた	A	介護知識、技術を向上するための研修を実施 外部研修にも積極的に参加している

総 合 評 價 (所 見)

介護保険通所介護事業者として、質の高いサービスを提供している。低所得者対策も実施されており、利用しやすい施設運営に努めている。また、コスト意識を持ち、経費削減にも積極的に努め管理にあたっている。指定管理者として優良と評価でき、引き続き適切な管理運営に取り組まれたい。